

第 2 2 期 第 1 7 回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和4年12月12日（月）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

| 区 分 | 職 名 | 氏 名 |
|-------|-----------------|-----------|
| 委 員 | 会 長 | 富 田 重 基 |
| | 会長代理 | 立 石 政 男 |
| | 委 員 | 古 川 今 日 志 |
| | 〃 | 福 田 隆 一 |
| | 〃 | 西 崎 昭 一 |
| | 〃 | 田 村 義 夫 |
| | 〃 | 柴 田 武 信 |
| | 〃 | 佐々木 信 昭 |
| | 〃 | 山 本 幸 宏 |
| | 〃 | 尾 野 明 彦 |
| | 〃 | 野 土 一 公 |
| | 〃 | 黒 滝 洋 子 |
| | 〃 | 東 信 行 |
| | 欠席委員 | 堀 内 精 二 |
| 〃 | 竹ヶ原 公 | |
| 事 務 局 | 事務局長 | 長 根 幸 人 |
| | 主 幹 | 出 町 英 志 |
| | 主任専門員 | 八 島 美 奈 子 |
| 県 側 | 水産振興課 副 参 事 | 三 橋 潤 一 郎 |
| | 主 幹 | 東 野 敏 及 |
| | 主 幹 | 山 形 呈 太 |
| | 技 師 | 内 山 弘 章 |
| | 西北地方水産事務所 所 長 | 蝦 名 浩 |
| | 下北地方水産事務所 副 所 長 | 田 村 直 明 |

4 提出議案

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

議案第2号：特定水産資源（まあじ及びまいわし太平洋系群）に関する令和5管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

5 審議結果

第1号議案：原案どおり答申することに決定された。

第2号議案：原案どおり答申することに決定された。

6 議事の経過

会 長

それでは、ただ今から、第22期第17回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

現在、浜の近況は、日本海ではハタハタ漁が盛漁期を迎えておりますが、今日現在では、深浦地区では大量の水揚げがあります。一方で、我が鮭ヶ沢町漁協では、まだその兆候が見られません。今後に期待するところでございます。

また、冬の風物詩である陸奥湾のマダラ漁もこれから始まるようで、大漁を祈念しております。

さて、本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議案2件と報告事項2件が予定されています。委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながらスムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える13名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

ありがとうございます。

それでは、山本委員と野土委員の両名を指名しますので、よろしくお願いいたします。

議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について(諮問)」を議題に付します。事務局から説明をお願いいたします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について(諮問)。

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3

項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは漁業法による規定に基づき、今回諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

会 長

県から補足説明があればお願いいたします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ、三橋副参事。

水産振興課 三橋副参事

それでは、議案第1号につきまして、補足説明させていただきます。

資料を開いていただいて、2ページ目から説明させていただきます。

いつものように、漁業種類、それから漁業を営む者の資格、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、これを中心に説明していきたいと思っております。

まず、2ページ目上段、なまこ雑けた網漁業でございます。

2段に分かれておりまして、上の方が西共第27号ということで、竜飛今別漁協の組合員行使権者、18隻です。下段の方は西共第25号ということで、同じく竜飛今別なんですけど、上が西部支所、下が竜飛支所、それと25号につきましては、三厩漁協も入っておりますので、その組合員行使権者で33隻となっております。

2ページ、一番下が、うに雑けた網漁業です。

これは、上と同じ西共第25号ですので、竜飛今別漁協の竜飛支所と三厩漁協の組合員行使権者で33隻となっております。

3ページに移らせていただきます。

ほっけ・めばる固定式刺し網漁業です。

深浦町に住所を有する者で5隻となっております。

続いて、4ページに参ります。

べにずわいがにかご漁業でございます。

深浦町に住所を有する者ということで、登録を受けた漁船の使用者、べにずわいかご協議会に所属する者ということで1隻となっております。

5ページ目に参ります。

やりいか光力利用敷網漁業でございます。

5ページの一番上の段が中泊町大字小泊ということで、小泊漁協の地区に住所を有する者で20隻、2段目が同じく中泊町なんですけども、下前漁協の地区に住所を有

する者で12隻、3段目は鯺ヶ沢町又はつがる市木造出来島ということで、鯺ヶ沢町漁協の地に住所を有する者で15隻、5ページ目の一番下が、深浦町大字北金ヶ沢又は大字田野沢ということで、新深浦町漁協の地区に住所を有する者8隻となっております。

6ページ目に移ります。

6ページ目、2段に分かれています、同じやりいか光力利用敷網で、上の方、下の方、共に風合瀬に住所を有する者です。

これ、2段に分かれていますのは、上の段が久六島の共同漁業権の区域も区域に入っているものが2隻、下の段はそれを除く地区のものが5隻となっております。

7ページ目に参ります。

深浦町大字舳作、または大字月屋に住所を有する者で、これも上の段は久六島の共同漁業権内も可としているものが3隻、下の段は久六は不可としているものが5隻となっております。

8ページ目に移ります。

深浦町大字岩崎に住所を有する者で2隻となっております。

県からの補足説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

ございませんか。

御質問、御意見もないようでありますから、諮問どおりとすることとしたいと思っておりますけれども、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第2号「特定水産資源（まあじ及びまいわし太平洋系群）に関する令和5管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第2号資料1の1ページ目を御覧ください。

県知事からの諮問文です。

件名及び本文主要部分のみ読み上げます。

諮問書、特定水産資源（まあじ及びまいわし太平洋系群）に関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、令和4年11月22日付け4水管第2739号で通知があったため、漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を別添の通り定めることとしたいので、同法第2項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

以上となりますが、これは、諮問文にあるとおり、漁業法に基づき県が県資源管理方針に即した、いわゆる知事管理漁獲可能量を定める場合は、海区委員会の意見を聴かなければならないとされているところであり、これにより、今回の諮問があったものです。

詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からの説明は以上です。

会 長

次に県からの説明をお願いいたします。

水産振興課 内山技師

はい、会長。

会 長

はい、内山技師、どうぞ。

水産振興課 内山技師

それでは、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和5管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定について、補足説明します。

3ページ目を御覧ください。

令和4年11月22日付けで、農林水産大臣から本県に該当するものとして、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分が通知されました。

知事管理区分に配分する数量、いわゆる知事管理漁獲可能量については、漁業法第16条第1項において、県資源管理方針に即して定めることとなっており、同条第2項の規定により、知事漁獲可能量を定めようとする時は、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないこととなっておりますので、貴委員会へ諮問するところ

です。

2ページ目を御覧ください。

こちらは、知事管理漁獲可能量の公表案です。今般、本県の知事管理漁獲可能量として設定し公表するのは、本県に数量配分のある、まあじ及びまいわし太平洋系群となります。

また、まあじ及びまいわし太平洋系群についての配分数量は、現行水準となっております。

これは、各魚種の配分数量を示さず、目安数量を示すことで、県の資源管理方針である青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針に基づき、漁船隻数を漁獲努力量として定めた上で管理を行うものになります。

3ページ目に戻りまして、この中の国の通知では、目安数量も示されております。

この数量を超えたとしても、採捕停止命令がかかるものではございませんが、県からの助言や指導等を行う場合がございますので、その点も御理解ください。

県からの補足説明は以上となります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

ございませんか。

特に御質問、御意見もないようでありますので、議案第2号については、諮問どおりと決定したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

ありがとうございます。

それでは、議案第2号「特定水産資源（まあじ及びまいわし太平洋系群）に関する令和5管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

これで議案を終了し、次に報告事項に入ります。

①の「資源管理の状況等の報告について」県側から報告をお願いいたします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、三橋副参事。

水産振興課 三橋副参事

それでは、資源管理の状況等の報告について御説明させていただきます。

昨年も行っておりますが、漁業法改正により、漁業権を免許されている者は、毎年その行使の状況を県に報告することとなっております。

また、この報告内容について、県から海区漁業調整委員会の方に報告することとなっております。

更に、この報告に基づきまして、県の方では、その漁業権が適切かつ有効に活用されているかどうか判断して、漁業権切り替えに係る漁場計画の作成の際には、この報告に基づいて、いろいろ検討していくということとなっております。

報告資料の2ページ目以降につきまして、今回、各組合漁業権者から報告があったものでございます。非常に細かい表となっておりますが、西部海区の全漁業権についての一覧表となっております。

2ページから5ページまでが共同漁業権、6ページにつきましては区画漁業権、7ページが定置漁業権となっております。

基本的には、各漁業権の漁業種類ごとに載せておりますが、第1種共同漁業権につきましては、種類が非常に多いということもありまして、採介藻として延べの操業日数、漁獲量という形でまとめております。

この表、非常に細かいんですけども、後ほど個別に見ていただければと思います。

県からの説明は以上のおりでございます。

よろしくをお願いいたします。

会 長

ただ今、県からの説明が終わりましたけれども、何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

ございませんか。

あまりにも細かすぎて、皆さんに質問と言っても大変だと思いますけども。後日、もし皆さんが見て、御意見、御質問等がございましたら直接、県の担当の方に御質問するようにお願いしたいと思いますけれども、よろしくをお願いいたします。

それでは、報告済みということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。

続きまして、報告事項②の「日本海・九州西広域漁業調整委員会第30回日本海北部会及び第41回日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要について」を事務局から報告をお願いいたします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

日本海・九州西広域漁業調整委員会の北部会と本委員会は、Webで開催されています。本委員会からは、県庁4階で行われ、立石委員が出席しております。北部会のみのお出席となりました。

事務局は、事務局長、八島主任専門員、水産振興課の栽培・資源管理グループの傍聴のもと、開催されました。

資料2の1ページ目を御覧ください。

概要について説明いたします。

議題の一つ目として、部会長の互選ということで、田中委員が選出されております。

次の(2)ですけれども、広域魚種の資源管理について、以下の3魚種について報告がありました。この中で、ハタハタにつきましては、資源水準が低位、資源動向も横ばいということで、意見としては、資源の北への偏り、あとは遊漁者の規制等について強く意見が出された部分がありました。

スケトウダラにつきましては、低水準ながらも増加傾向にあるということです。

その他で、来年もこの部会は同時期に開催されるということです。

裏面を御覧ください。本会議の方です。

ちょっと飛ばしますけれども、議題です。

(1)の会長の互選につきましては、部会と同じく田中委員が選出されております。

(2)の広域魚種の資源状況につきましては、先ほどの3魚種を含めまして報告がありました。

次の(3)ですけれども、太平洋クロマグロに関する広域漁業調整委員会指示について、これにつきましては、原案どおり新たに委員会指示を発動することを決定し、12月1日付けで発動しております。

この中で①の次に掲げる条件を満たすことを承認条件とするということで、②から⑤までありますが、この中で②の実績ですね、過去2か年において1キロ以上の漁獲を有すること、ということでこの条件が付いております。

ただし、ということで、例外規定が設けられているということで、水産主務課長からの意見書がある場合はこの限りではないということです。

承認期間は2か年ということです。

(4)ですけれども、この中で①のTAC魚種の拡大に向けた検討状況につきまし

ては、各魚種、これから追加となる魚種がどの段階にあるかということの説明がありました。

②ですけれども、水産庁の令和5年度の資源管理関係予算につきましては、大きいところだと資料にはありませんが、積立プラスですとか、あとは経営安定化に向けた融資ですね、セーフティネットの保障分ですとかそれに係る予算が前年比の1.5倍、約300億。あとは、沖合遠洋漁業関係になりますけども、もうかる漁業で前年比の4倍の約100億。あとは、養殖漁業の成長産業化につきましても、前年比4倍の約100億が要求されているということです。

次回の委員会は、年を明けて2月か3月頃に開催の予定だということです。

以上になります。

会 長

ただ今、事務局からの報告が終わりましたがけれども、委員皆様各位から何か御質問等がございましたらお願いします。

立石委員、何か補足ありますか。

立石委員

ないです。

会 長

ないですか。

ございませんか。

委 員

(「なし」の声あり。)

会 長

それでは、ないようですので、以上、本日予定していた議事が全て終了いたしましたので、これをもちまして、第22期第17回青森県西部海区漁業調整委員会を閉会したいと思います。

終了：午後1時51分